## 本会議及び委員会において説明員を指名する際に用いる略称 及び特別職を指名する際に用いる呼称について

議長または委員長は、本会議または委員会において説明員(執行部)の発言を許可する際、役職名により指名するが、会議の円滑な進行のため、文字数が多く指名しづらい職名(以下記載分)について略称を用いることができることとするもの。

また、説明員が自身の職名を発言する際についても同様とする。

ただし、会議録には略称ではなく正式な職名を記載する。

## 〇略称を用いる職名とその略称

・漢字10文字前後で指名しづらいもの

職名	略称
地域公共交通対策課長	交通対策課長
公営競技事業所副所長	公営競技副所長
特産品振興・ふるさと応援課長	ふるさと応援課長
子育て支援政策課長	子育て政策課長
飯塚駅周辺整備推進課長	飯塚駅周辺整備課長
選挙管理委員会事務局長	選管事務局長

本年4月1日より副市長が2人体制になったことに伴い、市長、副市長、教育長、企業管理者の特別職を指名する際に用いる呼称を下記のように変更するもの。

## ○特別職を指名する際に用いる呼称

変 更 前	変更後
市長	片峯市長
副市長	梶原副市長
	久世副市長
教育長	武井教育長
企業管理者	石田企業管理者